



# 第47期 定時株主総会 招集ご通知

2020年3月1日から2021年2月28日まで

株主総会参考書類  
招集ご通知提供書面

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

## 開催情報

日時: 2021年5月19日(水曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 青森県八戸市根城六丁目22番10号

株式会社サンデー 本社 第一会議室



## 株式会社サンデー

証券コード: 7450

株主の皆さまへ

青森県八戸市根城六丁目22番10号

**株式会社サンデー**

代表取締役社長 川村暢朗

## 第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月18日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月19日（水曜日）午前10時開会（午前9時受付開始）
2. 場 所 青森県八戸市根城六丁目22番10号  
株式会社サンデー 本社 第一会議室（末尾の会場のご案内をご参照ください）
3. 目的事項
  - 【報告事項】 第47期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
  - 【決議事項】
    - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
    - 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
    - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額および内容決定の件

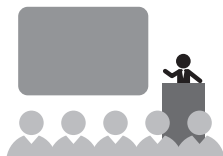
以 上

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sunday.co.jp>）への掲載をもって、株主に対する書面の提供とみなさせていただきます。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sunday.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権行使に関するお願い

### A 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

### B 書面（郵送）による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年5月18日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（提供書面）	
事業報告	13
計算書類	
貸借対照表	29
損益計算書	30
株主資本等変動計算書	31
監査報告	
計算書類に係る会計監査報告	32
監査等委員会の監査報告	34

## 期末配当金のお支払いについて

第47期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）の期末配当金は、2021年4月7日開催の取締役会の決議に基づき、1株当たり15円（普通配当10円、創業45周年記念配当5円）を次の方法によりお支払いいたしますので、ご案内申し上げます。

1. お振込みまたは株式数比例配分方式をご指定の方には、同封の「配当金計算書」、「お振込先について」または「配当金のお受け取り方法について」に記載のとおり手続きいたしましたので、ご確認ください。
2. お振込み先を指定されていない方には、第47期期末配当金の「期末配当金領収証」を同封いたしますので、銀行取扱期間中（2021年4月30日～2021年5月31日まで）にお受け取りください。

- ・新型コロナウイルスの感染が広がっておりますので、ご出席の際は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。  
また、体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。
- ・ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

かわむら のぶあき  
1 川村 暢朗

再任

生年月日	1958年3月30日	所有する当社の株式数	5,731株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1976年3月	当社 入社	
	1994年3月	当社 営業企画室長	
	1997年5月	当社 取締役 営業企画室長	
	1998年2月	当社 取締役 営業企画部長	
	1999年3月	当社 取締役 商品部長	
	2005年5月	当社 取締役 スーパーセンター事業部長	
	2008年6月	当社 取締役 商品部長	
	2009年2月	当社 取締役 商品統括部長	
	2011年5月	(株)ジョイ 取締役	
	2011年5月	当社 常務取締役 商品統括本部長	
	2013年3月	当社 代表取締役社長（現任）	
2013年5月	(株)ジョイ 取締役会長		
2015年5月	イオンスーパーセンター(株) 取締役（現任）		
特別の利害関係	川村暢朗氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

## 2 たかや つよし 高谷 剛

再任

生年月日	1961年4月2日	所有する当社の株式数	5,200株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1984年4月 当社 入社 2010年9月 当社 営業管理部長 2013年1月 (株)ジョイ 営業本部長 2013年2月 同社 取締役 営業本部長 2013年4月 当社 商品統括本部長 2013年5月 当社 取締役 商品統括本部長 2014年3月 当社 取締役 営業推進本部長 2018年3月 当社 取締役 営業企画本部長 2019年3月 当社 取締役 営業本部長 2020年3月 当社 取締役 営業企画本部長 2020年3月 当社 取締役 営業企画本部長 兼 開発本部長 2021年3月 当社 取締役 営業企画本部長 (現任)		
特別の利害関係	高谷剛氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

## 3 くきはら こうじ 久木原 孝司

再任

生年月日	1963年12月23日	所有する当社の株式数	500株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1986年4月 当社 入社 1989年9月 当社 商品部バイヤー 2003年3月 当社 商品部課長 2005年6月 当社 スーパーセンター事業部マネージャー 2009年2月 当社 商品統括本部マネージャー 2013年1月 当社 商品統括部長 2016年9月 当社 商品戦略部長 2017年3月 当社 執行役員 新業態開発本部長 2018年3月 当社 執行役員 営業本部長 2018年5月 当社 取締役 営業本部長 2019年3月 当社 取締役 商品本部長 (現任)		
特別の利害関係	久木原孝司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 4 おくもと てつや 奥本 徹弥

再任

生年月日	1962年12月 2 日	所有する当社の株式数	800株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年 4 月 当社 入社 2015年 1 月 当社 商品部パイヤー 2015年 3 月 当社 商品部マネージャー 2016年 9 月 当社 商品部長 2017年 3 月 当社 執行役員 商品本部長 2018年 5 月 当社 取締役 商品本部長 2019年 3 月 当社 取締役 営業企画本部長 2020年 3 月 当社 取締役 営業本部長（現任）		
特別の利害関係	奥本徹弥氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

## 5 わじま ひろし 和嶋 洋

新任

生年月日	1976年 5 月27日	所有する当社の株式数	100株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1999年 4 月 当社 入社 2015年 3 月 当社 経営企画室長 2017年 3 月 当社 執行役員 経営企画室長（現任）		
特別の利害関係	和嶋洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

## 6 とやべ たかし 鳥谷部 隆

新任

生年月日	1962年 2 月28日	所有する当社の株式数	1,000株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年 4 月 当社 入社 2013年 1 月 当社 経理部長 2017年 3 月 当社 執行役員 経理部長（現任）		
特別の利害関係	鳥谷部隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

生年月日	1954年 8 月 22 日	所有する当社の株式数	一株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1977年 4 月	ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社	
	2000年 2 月	同社 H&BC 商品本部長	
	2002年 5 月	同社 取締役	
	2003年 5 月	同社 執行役	
	2004年 5 月	同社 常務執行役	
	2006年 5 月	同社 専務執行役 商品担当兼住居余暇商品本部長	
	2008年 8 月	同社 執行役 グループ商品最高責任者	
	2013年 5 月	イオンリテール(株) 取締役 専務執行役員商品担当	
	2014年 5 月	同社 取締役 執行役員副社長 営業・商品統括兼商品担当	
	2015年 5 月	同社 取締役 執行役員副社長 商品担当	
	2017年 3 月	同社 取締役 執行役員副社長 特命担当	
2019年 3 月	同社 取締役 執行役員副社長 特命担当兼キッズリパブリック事業担当		
2019年 5 月	当社 取締役 (現任)		
2020年 3 月	イオン(株) 顧問 (現任)		
特別の利害関係	久木邦彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 取締役候補者の川村暢朗、高谷剛、久木原孝司、奥本徹弥、和嶋洋、鳥谷部隆および久木邦彦の各氏は、略歴等に記載のとおり、業務に関して十分な経験と知識を有しているため候補者としています。
2. 当社は、久木邦彦氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任限度額は、法令が規定する額としており、久木邦彦氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する賠償、会社に関する賠償およびこれらに係る費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

### くぼ よしのぶ 1 久保 善伸

新任

生年月日	1961年2月12日	所有する当社の株式数	900株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1983年4月 当社 入社 2010年6月 当社 人事総務部長 2014年5月 当社 取締役 人事総務部長 2015年5月 (株)ジョイ 取締役 2016年9月 当社 取締役 管理本部長代行 2017年5月 当社 取締役 管理本部長（現任）		
特別の利害関係	久保善伸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

### とみ き しんいちろう 2 富來 真一郎

再任

社外取締役候補者

生年月日	1978年2月9日	所有する当社の株式数	一株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	2002年10月 大阪弁護士会 弁護士登録 2002年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所（現任） 2009年3月 第一東京弁護士会 弁護士登録（現任） 2011年5月 当社 社外監査役 2015年5月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	富來真一郎氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な視点で適切な提言および助言を行っていることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といいたしました。		
特別の利害関係	富來真一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		



### 3 源新 明

あきら

再任

社外取締役候補者

生年月日	1965年11月22日	所有する当社の株式数	一株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1998年4月 青森県弁護士会 弁護士登録 1998年4月 弁護士開業 1998年4月 ㈱たいようヒューマンネットワーク社外監査役 2001年4月 青森県弁護士会副会長 2002年4月 弁護士法人たいよう総合法律経済事務所設立（現任） 2009年4月 青森県弁護士会副会長 2013年4月 青森県弁護士会会長 2015年5月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	源新明氏は、長年の弁護士としての経験で培われた法律知識を、当社の監査体制に活かしており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な視点で適切な提言および助言を行っていることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	源新明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

### 4 白石 英明

しらいし ひであき

再任

社外取締役候補者

生年月日	1956年12月2日	所有する当社の株式数	一株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1979年4月 ㈱ダイエー 入社 2006年10月 同社 経理本部長 2008年5月 同社 取締役 財務、経理、グループ事業担当副担当兼経理本部長 2009年3月 同社 取締役 財務経理本部長 2010年5月 同社 取締役 執行役員 財務経理本部長 2011年3月 同社 取締役 常務執行役員 財務経理本部長 2013年9月 同社 取締役 常務執行役員 統括役員（財務部 経理部） 2014年9月 同社 取締役 常務執行役員 財務経理統括 2015年2月 イオン㈱ 経営管理責任者 2016年3月 ㈱ダイエー 取締役 執行役員 管理本部長 2018年5月 オリジン東秀㈱ 常勤監査役（現任） 2018年5月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	白石英明氏は、経営管理の知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な視点で適切な提言および助言を行っていることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	白石英明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 久保善伸氏は略歴等に記載のとおり、業務に関して十分な経験と知識を有しているため候補者としています。
2. 富來真一郎氏、源新明氏および白石英明氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって富來真一郎氏、源新明氏は6年、白石英明氏は3年となります。
3. 当社は富來真一郎氏および源新明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。両氏が再任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、富來真一郎氏、源新明氏および白石英明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、法令が規定する額としております。また、久保善伸氏が就任された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する賠償、会社に関する賠償およびこれらに係る費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
6. 白石英明氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者であるイオン㈱および㈱ダイエーの業務執行者であったことがあり、その地位および担当は8ページの「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬額につきましては、2015年5月21日開催の第41期定時株主総会におきまして、取締役の報酬額を年額1億5千万円以内、並びにこの報酬等の額のうち、株式報酬型ストック・オプションとして各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権は、個数を400個以内、その評価額は2千5百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社では、かねてより役員報酬と企業業績との連動の視点から新報酬制度を検討し、役員報酬体系全体の見直しを進めてまいりました。

今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が本年3月1日から施行されたことを踏まえ、取締役に対する報酬等につきましては、次の内容に改定いたしたいと存じます。

まず金銭報酬部分につきましては、従来の取締役に対する金銭報酬枠（ストック・オプション評価額分を除く）を維持するとともに、株式報酬型ストック・オプション分につきましては、従来の上限付与個数を維持することといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の取締役は7名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は7名になります。

#### 1. 取締役の報酬等

取締役の報酬等の額を金銭報酬額として年額1億5千万円以内とさせていただくとともに、株式報酬型ストック・オプション分につきましては、従来の上限付与個数を維持し、年間400個以内（40,000株以内）とし、この株式報酬型ストック・オプションにつきましては、ご承認いただきました個数の範囲内で、毎年、取締役会の決議に基づき、以下の内容の新株予約権を当社の取締役に対して割り当てます。

#### 2. 新株予約権の内容

##### （1）発行する新株予約権の総数

400個を1年間の上限とする。

##### （2）新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式40,000株を1年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的たる株式数は100株とする。

なお、当社が株式の分割、株式の併合、合併、会社分割を行なう場合など、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の発行日および発行価額

各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、これを発行する日は毎年5月10日（土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日）とする。ただし、新株予約権は取締役の職務執行の対価として発行するものであり、発行に際しては金銭の払込を要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は1円とする。ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行なった場合は、行使価額は、1円を調整後の株式数で除した金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権の発行日より1箇月を経過した日から15年間とする。

(6) その他新株予約権の行使の条件

① 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役または監査等委員の地位にあることを要する。

ただし、当社の取締役および監査等委員を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

② 新株予約権については、各年度付与分の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(7) 新株予約権の消却事由および消却条件

① 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記(6)①ただし書の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

② 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、禁固以上の刑に処せられた場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合、(9)に定める権利承継者につき相続が開始された場合、新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出た場合、その他取締役会により定める事由のいずれかに該当した場合には、当社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡等の禁止

新株予約権者および次の(9)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(9) 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を相続することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

(10) 新株予約権証券の発行

新株予約権者およびその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(11) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度(2020年3月1日～2021年2月28日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染予防のため一般消費者の外出自粛が継続したことで、経済活動に深刻な影響を及ぼし、景気は低迷し、非常に厳しい状況が続きました。政府による消費刺激策等により、一時的に回復の兆しが見えたものの、感染の再拡大により景気の持ち直しには至りませんでした。小売業界におきましては、同業他社や他業態との競争が激化している中、自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大による先行き不安の影響を受けた景気の下振れリスク、個人所得減少や雇用の悪化リスクに起因した個人消費の冷え込みなど、依然として不透明な経営環境が続いております。また、新型コロナウイルス感染予防策として新しい生活様式の浸透や外出自粛による在宅時間の増加は、インターネットを介した消費や在宅時間を充実させるための支出へのシフトを促し、人々の消費行動に変化が生まれており、営業活動への影響を強く受けております。

このような環境の中、当社は住まいと暮らしの必需品並びに農業や建築業等の仕事に不可欠な品々を多数提供する社会的インフラ機能を果たすため、お客さまと従業員の安全と健康を優先し、感染予防策を徹底して営業を継続してまいりました。実施した感染予防策としては、従業員のマスク着用や手指の消毒、お客さまが来店された際に手指の消毒に使用するアルコール製剤の設置、店舗の出入り口や窓を定期的に開放しての換気、全レジにおいてお客さまとチェッカーの間に飛沫感染を防止する透明ビニールシートの設置、買い物カゴやショッピングカートなど多数のお客さまが触れる部分の消毒、お客さまがレジで会計をお待ちになる際に社会的距離を保つ目安の設置などを行いました。ご来店いただいたお客さまが安心してお買い物を楽しむことができるよう、今後も感染予防策を継続してまいります。

また、少子高齢化が急速に進行する東北地方において、商品を購入する際の負担を軽減するために実施しているSUN急便(商品を宅配するだけでなくDIYアドバイザーの資格を持つ従業員が補修・修繕・取付まで実施するサービス)につきましては、新型コロナウイルスの感染予防のために外出を自粛している方からの注文が増加いたしました。また、サンデー公式アプリからSUN急便による商品配達を注文できるよう変更したこともあり配達件数、配達売上ともに前年を上回る実績となりました。

一方、当事業年度における出店といたしましては、ホームセンター2店舗（いわき平店と塩釜店）を新規出店したほか、当社として新しい業態となるペット専門店「Zoomore（ズーモア）八戸店」を青森県八戸市に出店いたしました。

商品面では、外出を自粛し在宅時間が増加した方へ向けて、家屋の補修や修繕に関する商材を提案したことで、木材、金物、工具、塗料などのDIYに関連する商材の販売が前年を上回る状況が継続いたしました。また、新型コロナウイルスの感染予防に関連する商材として衛生用品の販売好調が継続したほか、外出を自粛している方に向けて提案した自宅での食事を楽しむための調理家電、調理用品などの販売が好調に推移いたしました。また、季節商品においては夏期間に猛暑が続いたことで、除草剤や害虫駆除関連商品の販売が好調だったほか、エアコンや扇風機等の季節家電の販売が好調に推移いたしました。また、冬期間に気温が低下する日数が多かったことや記録的な降雪となったことで暖房や除雪に関連する商材の販売が好調に推移いたしました。

一方、新型コロナウイルスの感染予防を目的としてキャッシュレス決済が増加する環境に対応し、事前にチャージしたカードでタッチするだけで決済ができる電子マネー機能を付加したサンデーWAONカードを導入いたしました。5月から発行を開始した結果、現在までたくさんのお客さまにご利用いただいております。

また、経費面におきましては、営業時間を短縮したことによる人件費の抑制や3密回避のために大型セールを取り止めたことによる販売促進費の削減などが営業利益増加に貢献いたしました。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は521億円（前期比27億98百万円の増）、営業利益は18億22百万円（前期比14億44百万円の増）、経常利益は18億65百万円（前期比14億60百万円の増）、当期純利益は11億8百万円（前期比15億74百万円の増）となりました。

## ② 設備投資および資金調達の状況

当事業年度の設備投資総額は11億3百万円であり、その主なものは新店投資および既存店活性化投資等によるものであります。

なお、当事業年度の設備投資資金は、自己資金および借入資金により充当いたしました。

## ③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

## ④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

- ⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はございません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はございません。

## (2) 当社の直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	期 別	第 44 期 2018年2月期	第 45 期 2019年2月期	第 46 期 2020年2月期	第 47 期 2021年2月期
売 上 高 (千円)		47,818,514	48,876,354	49,301,821	52,100,413
経 常 利 益 (千円)		613,021	230,397	405,319	1,865,342
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)		343,219	36,306	△466,245	1,108,437
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)		31.88	3.37	△43.32	103.26
総 資 産 (千円)		32,710,521	33,898,110	33,763,127	33,669,950
純 資 産 (千円)		10,582,211	10,503,212	9,862,441	10,865,375

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、期中平均自己株式数を控除して算出しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を8,288,620株（議決権比率77.24%）保有しております。当社は同社と業務・資本提携をしております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はございません。



#### (4) 対処すべき課題

当社は、東北を主要基盤に生活必需品全般を扱うホームセンター事業を展開しており、お客さま満足を追求する企業を目指してまいります。そのために、今後も続くと思われる業種・業態を超えた出店競争や価格競争の激化、お客さまの節約・低価格志向、少子高齢化に伴う人口減少など、一層厳しさを増す経営環境の変化へ迅速に対応してまいります。また、労働力人口の減少に伴い上昇している人件費を合理的な取組によって抑制するために、RPAなどのITを活用した作業削減などに取り組み、業務の効率化を進めてまいります。このように、今後の成長に向けて様々な角度から業務の効率化に取り組み、安定的に利益を確保できる経営基盤の構築を目指してまいります。さらに、当社は成長戦略の実現に向け、新規出店によるドミナントエリア形成、変化したお客さまのニーズに対応した新カテゴリーの導入、次代を担う人材の育成などに取り組み、収益力向上と集客力のアップを図ってまいります。そして、これらの取り組みを実行するため、「商品経営、衆知経営、積極経営、人財育成」を経営の柱として掲げ、ガバナンス機能を高めつつ、持続的成長性と安定した収益性を確保できる経営基盤を構築してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

当社は、DIY用品、家庭用品、カー・レジャー用品等の小売業を行っております。なお、部門別の構成内容、売上高および売上高構成比は次のとおりであります。

部門別	構成内容	売上高(千円)	売上高構成比(%)
DIY用品	木材、建築金物、工具、塗料等	7,526,907	14.4
家庭用品	日用品、インテリア、電化製品、家庭雑貨等	22,273,652	42.8
カー・レジャー用品	園芸資材、ペット用品、レジャー用品、カー用品等	21,485,533	41.2
その他	施工サービス等	81,069	0.2
計		51,367,162	98.6
その他の営業収入	コンセッションナリー売上手数料等	733,250	1.4
合計		52,100,413	100.0

(6) 主要な営業所 (2021年2月28日現在)

- ① 本社 青森県八戸市根城六丁目22番10号  
 ② 物流センター 青森県八戸市、岩手県胆沢郡金ヶ崎町、宮城県柴田郡村田町  
 ③ 店舗 総数106店舗

青森県 (33店舗)	八戸石堂店(八戸市)、十和田店(十和田市)、弘前店(弘前市)、青森店(青森市)、八戸長苗代店(八戸市)、むつ苫生店(むつ市)、五所川原店(五所川原市)、八戸新井田店(八戸市)、三沢店(三沢市)、柏店(つがる市)、八戸根城店(八戸市)、弘前石渡店(弘前市)、むつ中央店(むつ市)、青森虹ヶ丘店(青森市)、浪岡店(青森市)、八戸沼館店(八戸市)、野辺地店(野辺地町)、三戸店(三戸町)、弘前安原店(弘前市)、平内店(平内町)、青森浜田店(青森市)、弘前樹木店(弘前市)、三沢南山店(三沢市)、S u C十和田店(十和田市)、HM名川店(南部町)、HM乙供店(東北町)、HM南郷店(八戸市)、HM金木店(五所川原市)、HM天間林店(七戸町)、HM十和田湖店(十和田市)、HM上北店(東北町)、G A T E R A下田店(おいらせ町)、Zoomore八戸店(八戸市)
岩手県 (27店舗)	盛岡店(盛岡市)、水沢店(奥州市)、久慈長内店(久慈市)、花巻店(花巻市)、紫波店(紫波町)、大船渡店(大船渡市)、千厩店(一関市)、釜石店(釜石市)、北上江釣子店(北上市)、水沢佐倉河店(奥州市)、盛岡前潟店(盛岡市)、北上里分店(北上市)、種市店(洋野町)、花巻南新田店(花巻市)、盛岡本宮店(盛岡市)、釜石港町店(釜石市)、盛岡みたけ店(盛岡市)、矢巾店(矢巾町)、S u C一関店(一関市)、S u C金ヶ崎店(金ヶ崎町)、S u C盛岡渡民店(盛岡市)、HM大東店(一関市)、HM沼宮内店(岩手町)、HM石鳥谷店(花巻市)、HM宮守店(遠野市)、HM胆沢店(奥州市)、HM九戸店(九戸村)
秋田県 (15店舗)	花輪店(鹿角市)、角館店(仙北市)、秋田御野場店(秋田市)、秋田八橋店(秋田市)、能代店(能代市)、鷹巣店(北秋田市)、大曲店(大仙市)、秋田自衛隊通店(秋田市)、S u C大館店(大館市)、S u C本荘店(由利本荘市)、S u C五城目店(五城目町)、S u C湯沢店(湯沢市)、HM比内店(大館市)、HM小坂店(小坂町)、ダイソー土崎港店(秋田市)
宮城県 (11店舗)	矢本店(東松島市)、大和吉岡店(大和町)、愛子店(仙台市)、塩釜店(塩釜市)、S u C石巻東店(石巻市)、S u C鉤取店(仙台市)、S u C涌谷店(涌谷町)、S u C栗原志波姫店(栗原市)、S u C佐沼店(登米市)、S u C加美店(加美町)、HM本吉店(気仙沼市)
山形県 (16店舗)	下条店(山形市)、前田店(山形市)、山形北店(山形市)、白山店(山形市)、天童南店(天童市)、寒河江店(寒河江市)、東根店(東根市)、東根中央店(東根市)、北村山店(尾花沢市)、楡引店(鶴岡市)、西米沢店(米沢市)、長井店(長井市)、南陽プラザ店(南陽市)、河北店(河北町)、藤島店(鶴岡市)、あつみ店(鶴岡市)
福島県 (4店舗)	須賀川店(須賀川市)、いわき泉店(いわき市)、いわき平店(いわき市)、S u C鏡石店(鏡石町)

(注) S u Cはスーパーセンター、HMはホームマートの略語となります。

(7) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
632名	27名増	40歳4ヶ月	15年2ヶ月

(注) 上記従業員のほか、コミュニティ社員等の臨時従業員の期中平均雇用人数は、1,625名(1日8時間換算)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 青 森 銀 行	2,132,000千円
株 式 会 社 み ち の く 銀 行	1,481,000千円
株 式 会 社 岩 手 銀 行	1,321,000千円
農 林 中 央 金 庫	1,085,000千円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	765,000千円
株 式 会 社 秋 田 銀 行	322,200千円
株 式 会 社 北 日 本 銀 行	305,000千円
株 式 会 社 東 邦 銀 行	270,500千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,640,000株
- ② 発行済株式の総数 10,770,100株 (自己株式35,585株を含む)
- ③ 株主数 7,214名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イ オ ン 株 式 会 社	8,288千株	77.21%
株 式 会 社 青 森 銀 行	150千株	1.40%
株 式 会 社 み ち の く 銀 行	133千株	1.24%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	79千株	0.74%
株 式 会 社 北 日 本 銀 行	74千株	0.69%
サ ン デ ー 従 業 員 持 株 会	73千株	0.69%
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	66千株	0.62%
株 式 会 社 岩 手 銀 行	53千株	0.50%
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	53千株	0.50%
株 式 会 社 秋 田 銀 行	53千株	0.50%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式 (35,585株) を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

## (2) 会社の新株予約権等に関する状況

当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2021年2月28日現在)

名 称 (発行日)	行 使 期 間	新株予約権 の数	目的となる 株式の 数	保 有 者 数	発 行 価 額	行 使 価 額
第1回新株予約権 (2013年5月10日)	2013年6月10日～ 2028年6月9日	57個 (15)	5,700株 (1,500)	3名 (1)	1株当たり 620円	1株当たり 1円
第2回新株予約権 (2014年5月10日)	2014年6月10日～ 2029年6月9日	109個 (30)	10,900株 (3,000)	3名 (1)	1株当たり 754円	1株当たり 1円
第3回新株予約権 (2015年5月10日)	2015年6月10日～ 2030年6月9日	86個 (20)	8,600株 (2,000)	4名 (1)	1株当たり 1,531円	1株当たり 1円
第4回新株予約権 (2016年5月10日)	2016年6月10日～ 2031年6月9日	39個 (9)	3,900株 (900)	4名 (1)	1株当たり 1,664円	1株当たり 1円
第5回新株予約権 (2017年5月10日)	2017年6月10日～ 2032年6月9日	68個 (16)	6,800株 (1,600)	4名 (1)	1株当たり 1,599円	1株当たり 1円
第6回新株予約権 (2018年5月10日)	2018年6月10日～ 2033年6月9日	27個 (0)	2,700株 (0)	3名 (0)	1株当たり 1,797円	1株当たり 1円
第7回新株予約権 (2019年5月10日)	2019年6月10日～ 2034年6月9日	36個 (0)	3,600株 (0)	5名 (0)	1株当たり 1,640円	1株当たり 1円

① 上記の新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ・新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

② 新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式であります。

(注) 新株予約権に関する各項目にある記載数は役員が保有する総数であり、( )内の数は監査等委員である取締役の数およびその保有する新株予約権の数であります。ただし、監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、当社取締役（監査等委員を除く）の地位にあったときに付与されたものです。

## (3) 当事業年度中に使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

## (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

## (5) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2021年 2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	川 村 暢 朗	イオンスーパーセンター(株) 取締役
取 締 役	高 谷 剛	営業企画本部長 兼 開発本部長
取 締 役	久 保 善 伸	管理本部長
取 締 役	久 木 原 孝 司	商品本部長
取 締 役	奥 本 徹 弥	営業本部長
取 締 役	松 谷 幸 一	店舗サービス事業部長
取 締 役	久 木 邦 彦	イオン(株) 顧問
取締役 (常勤監査等委員)	成 澤 真 一	
取締役 (監 査 等 委 員)	富 來 真 一 郎	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
取締役 (監 査 等 委 員)	源 新 明	弁護士法人たいよう総合法律経済事務所弁護士
取締役 (監 査 等 委 員)	白 石 英 明	オリジン東秀(株) 常勤監査役

- (注) 1. 取締役富來真一郎、源新明、白石英明の各氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
3. 取締役(常勤監査等委員)成澤真一氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役である富來真一郎、源新明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役を除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する賠償、会社に関する賠償およびこれらに係る費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役(監査等委員含む)であります。

#### ④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、取締役（監査等委員を除く。以下同じ）に対する報酬について、経営方針遂行を強く動機づけ、業績拡大および企業価値向上に対する報酬等として有効に機能するものとし、また、取締役の基本報酬等の額は、従業員給与とのバランスを勘案し、役位、在任期間の業績・成果等を考慮して、取締役会より一任された代表取締役社長が決定します。

取締役の報酬は、基本報酬、業績報酬および株式報酬型ストック・オプションで構成しており、各取締役の業績連動報酬は金銭報酬全体の3割程度で設定し、報酬等の内容を決定しています。

##### ロ. 役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、2015年5月21日開催の第41期定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分給与含む年額1億5千万円以内と決議いただいております。また、同定時株主総会において、年額1億5千万円のうち、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権は、個数を400個以内、その評価額としては2千5百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名です。

監査等委員の報酬等は、2015年5月21日開催の第41期定時株主総会において、年額2千2百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員は4名（うち社外取締役は3名）です。

##### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役川村暢朗が取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、株式報酬型ストック・オプションについては、社内規定に基づき付与個数を算出し、取締役会で取締役個人別の割当数を決議いただいております。

## ⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績報酬	ストック・ オプション	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く。)	107,962	63,840	35,180	8,942	—	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	8,400	8,400	—	—	—	1
社外取締役	8,400	8,400	—	—	—	3

- (注) 1. 上記には、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 事業年度ごとの企業価値向上に対する意識を高めるため、業績指標の目標として経常利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績報酬として毎年一定の時期に支給することとしています。
- 業績指標として経常利益を選定した理由は、業績拡大および企業価値向上のため経常利益としております。業績報酬の額の算定方法は、役位ごとの業績報酬規定額に対して、経常利益の達成度に応じて支給率が変化するインセンティブカーブに基づき決定する支給率を乗じて決定しています。
- 当事業年度を含む経常利益の推移は1.(2)当社の直前3事業年度の財産および損益の状況に記載のとおりです。
3. 取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。
- 当該株式報酬の内容およびその交付状況は2.(2)会社の新株予約権等に関する状況に記載のとおりです。

## ⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役富来真一郎氏の兼職先である弁護士法人淀屋橋・山上合同と当社との間には特別の関係はございません。
- ・ 取締役源新明氏の兼職先である弁護士法人たいよう総合法律経済事務所と当社との間には特別の関係はございません。
- ・ 取締役白石英明氏は、当社兄弟会社であるイオンリテール株式会社の子会社であるオリジン東秀株式会社の常勤監査役であります。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。



ハ. 当事業年度における主な活動状況  
取締役会および監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
取締役 (監査等委員) 富来真一郎	13回	12回	13回	13回
取締役 (監査等委員) 源新明	13回	12回	13回	13回
取締役 (監査等委員) 白石英明	13回	12回	13回	13回

- ・ 各社外取締役（監査等委員）は、定期的開催される定例取締役会に出席し、営業および専門的見地から、公正な意見の表明を行いました。また、定期的開催される監査等委員会に出席し、監査の方法その他の職務の遂行に関する事項について、意見の表明を行いました。
- ・ 各社外取締役の意見により変更された事業方針（重要でないものを除く）はございません。

ニ. 社外役員が、当社親会社または当該親会社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額

社外役員が当事業年度中に親会社またはその子会社から受け取った役員報酬等の総額は11,494千円であります。

## (6) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 32,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬の見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

## (7) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は業務の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し体制整備を行う。内部統制委員会において、リスクマネジメント、財務情報適正開示、コンプライアンス等の方針を推進するとともに、業務の適正性を確保するための体制については以下のとおり整備する。

### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、イオングループとして共有する「イオン行動規範」および「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係る施策・整備を行い、人事部および総務部を中心として企業倫理、法令遵守のための研修、指導を行う。

- ロ. コンプライアンスに反する違法行為等を早期に発見し是正するため、「イオン行動規範 110 番」(内部通報制度)を活用する。
- ハ. 内部監査機能として、経営監査室がコンプライアンスや業務の適正化に必要な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。
- ニ. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体との関わりを持たず、これらの圧力に対しては、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 取締役会および経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書(磁氣的記録含む)等を社内規程に基づいて、適切に記録・保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 災害、環境、コンプライアンス等の経営に重大な影響を及ぼすリスクに関する規定を策定し、使用人全員への徹底を図り事前予防体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社経営に係る重要事項について社内規程に従い、経営会議または経営会議の審議を経て取締役会において決定する。
- ロ. 経営会議・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、効率的な業務、手続きが行われるようにする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオン行動規範」を実践し、お客さまと地域社会とのより良い関係を築き、企業としての社会的責任を果たすよう努める。
- ロ. 当社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度」に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告され、事実の早期発見、対策、再発防止に努める。
- ⑥ 会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務の効率化に資する対処事例の水平展開を進める。
- ロ. グループ会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守し行う。
- ハ. 子会社に当社から役員を配置し、子会社を管理する体制とする。また、子会社の担当役員は業務および取締役等の職務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ニ. 当社の役職員等が取締役に就くことにより、当社が会社の業務の適正を監視できる体制とする。

- ホ. 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とする。また、内部監査部門は子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- ヘ. 子会社において、法令および社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部門責任者に報告する体制とする。
- ⑦ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査等委員会が補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、人事異動、人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ロ. 前号の使用人等は、当社の監査等委員会から指示を受けた業務を執行する。
- ⑨ 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査等委員に報告をするための体制
- イ. 当社の取締役並びに子会社の取締役および監査役は、当社の取締役会等の重要な会議において、随時担当する業務の執行状況または監査の実施状況の報告をする。
- ロ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、コンプライアンスおよびリスクに関する事項等、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたはその恐れがあるときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社および子会社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度」に参加しており、報告をしたことを理由に報告者が不利益な取扱いを受けない対応をする。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに処理をする。
- ⑫ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長および取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通を図るため意見交換会を開催する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2015年5月21日開催の第41期定時株主総会決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。当事業年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当事業年度は、取締役会を13回開催し、重要事項について審議・決定したほか、担当取締役から職務執行状況について報告を受けております。社外取締役（3名）は、取締役会において独立した客観的な立場から忌憚のない意見を述べ、経営や業務執行の監督機能を担っております。

また、常勤取締役等で構成される内部統制委員会を毎月開催し、リスクマネジメント、財務情報適正開示、コンプライアンス等の方針を推進しております。

監査等委員会は、監査計画に基づき経営監査室と連携して調査を実施するとともに、取締役、会計監査人等との間で情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

### （8）当社の会社の支配に関する基本方針の内容の概要

該当事項はございません。

### （9）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、各事業年度の利益状況や配当性向等を総合的に勘案し、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保にも配慮しつつ、安定的かつ継続的に配当していくことを基本方針としております。

内部留保の用途につきましては、小売業界の競争激化に対処すべく、新規出店、既存店の活性化、システム投資、人材育成等に活用し、事業基盤の一層の強化と更なる業容の拡大につなげてまいります。

配当回数につきましては年一回、期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。また、「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり普通配当の10円に創業45周年の記念配当の5円を加え、15円を実施することを決定いたしました。

なお、次期の配当予想につきましては、今後の成長戦略へ向けた内部留保および当社が目安としている配当性向30%などを勘案して決定してまいります。

# 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円、千円未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	12,889,177	流 動 負 債	17,059,265
現金及び預金	988,180	支払手形	5,863,618
売掛金	581,331	買掛金	3,585,506
商品及び製品	10,496,072	短期借入金	1,800,000
原材料及び貯蔵品	345,248	1年内返済予定の長期借入金	2,611,400
前払費用	244,586	一 借 債	131,784
未収入金	204,799	未払金	926,798
その他	28,958	未払費用	192,531
固 定 資 産	20,780,773	未払法人税等	670,423
有形固定資産	16,484,523	預り金	236,166
建物	6,073,020	賞与引当金	324,437
構築物	489,931	役員報酬引当金	54,110
機械装置	3,836	店舗閉鎖損失引当金	34,784
車両運搬具	11,214	ポイント引当金	180,172
工具器具備品	540,487	その他	447,532
土地	8,436,881	固 定 負 債	5,745,309
リース資産	829,812	長期借入金	3,722,100
建設仮勘定	99,339	一 借 債	747,388
無形固定資産	125,321	資産除売却債	797,656
ソフトウェア	99,494	退職給付引当金	187,021
電話加入権	24,290	債務保証損失引当金	19,702
施設利用権	1,536	その他	271,440
投資その他の資産	4,170,929	負 債 合 計	22,804,575
投資有価証券	79,020	( 純 資 産 の 部 )	
出資金	9,396	株 主 資 本	10,816,256
長期貸付金	814,257	資本剰余金	3,241,894
差入保証金	1,491,931	資本準備金	3,256,917
長期未収入金	7,514	その他資本剰余金	643
長期前払費用	256,010	利益剰余金	4,373,593
繰延税金資産	1,520,312	利益準備金	46,138
貸倒引当金	△7,514	その他利益剰余金	4,327,455
資 産 合 計	33,669,950	別途積立金	2,459,274
		固定資産圧縮積立金	20,960
		繰越利益剰余金	1,847,220
		自 己 株 式	△56,150
		評価・換算差額等	△3,918
		その他有価証券評価差額金	△3,918
		新株予約権	53,037
		純 資 産 合 計	10,865,375
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,669,950

# 損益計算書

(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：千円、千円未満切捨)

科 目	金	額
売上高		52,100,413
売上原価		35,964,033
売上総利益		16,136,380
販売費及び一般管理費		14,313,779
営業利益		1,822,600
営業外収益		
受取利息	4,416	
受取配当金	2,917	
受取賃貸料	104,795	
受取手数料	5,308	
その他	35,549	152,986
営業外費用		
支払利息	53,600	
賃貸費用	38,423	
その他	18,221	110,244
経常利益		1,865,342
特別損失		
固定資産売却損	15,838	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	34,784	
減損損失	115,469	166,091
税引前当期純利益		1,699,251
法人税、住民税及び事業税	661,346	
法人税等調整額	△70,532	590,813
当期純利益		1,108,437

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：千円、千円未満切捨)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						別 積 立 金	途 金	固定資産圧 縮積立金			
2020年3月1日残高	3,241,894	3,256,274	1,837	3,258,111	46,138	2,459,274	23,313	843,730	3,372,456	△63,306	9,809,155
事業年度中の変動額											
剰余金の配当				-				△107,299	△107,299		△107,299
当期純利益				-				1,108,437	1,108,437		1,108,437
自己株式の取得				-						△101	△101
自己株式の処分			△1,193	△1,193						7,257	6,064
固定資産圧縮積立金の取崩				-			△2,353	2,353			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-							-
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,193	△1,193	-	-	△2,353	1,003,490	1,001,137	7,156	1,007,100
2021年2月28日残高	3,241,894	3,256,274	643	3,256,917	46,138	2,459,274	20,960	1,847,220	4,373,593	△56,150	10,816,256

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年3月1日残高	△5,812	△5,812	59,098	9,862,441
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		-		△107,299
当期純利益		-		1,108,437
自己株式の取得		-		△101
自己株式の処分		-		6,064
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,893	1,893	△6,060	△4,166
事業年度中の変動額合計	1,893	1,893	△6,060	1,002,934
2021年2月28日残高	△3,918	△3,918	53,037	10,865,375



独立監査人の監査報告書

2021年4月5日

株式会社サンデー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
仙台事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 澤田 修一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンデーの2020年3月1日から2021年2月28日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の遂行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月6日

株式会社サンデー 監査等委員会

常勤監査等委員 成 澤 真 一 ㊟

監 査 等 委 員 富 来 真 一 郎 ㊟

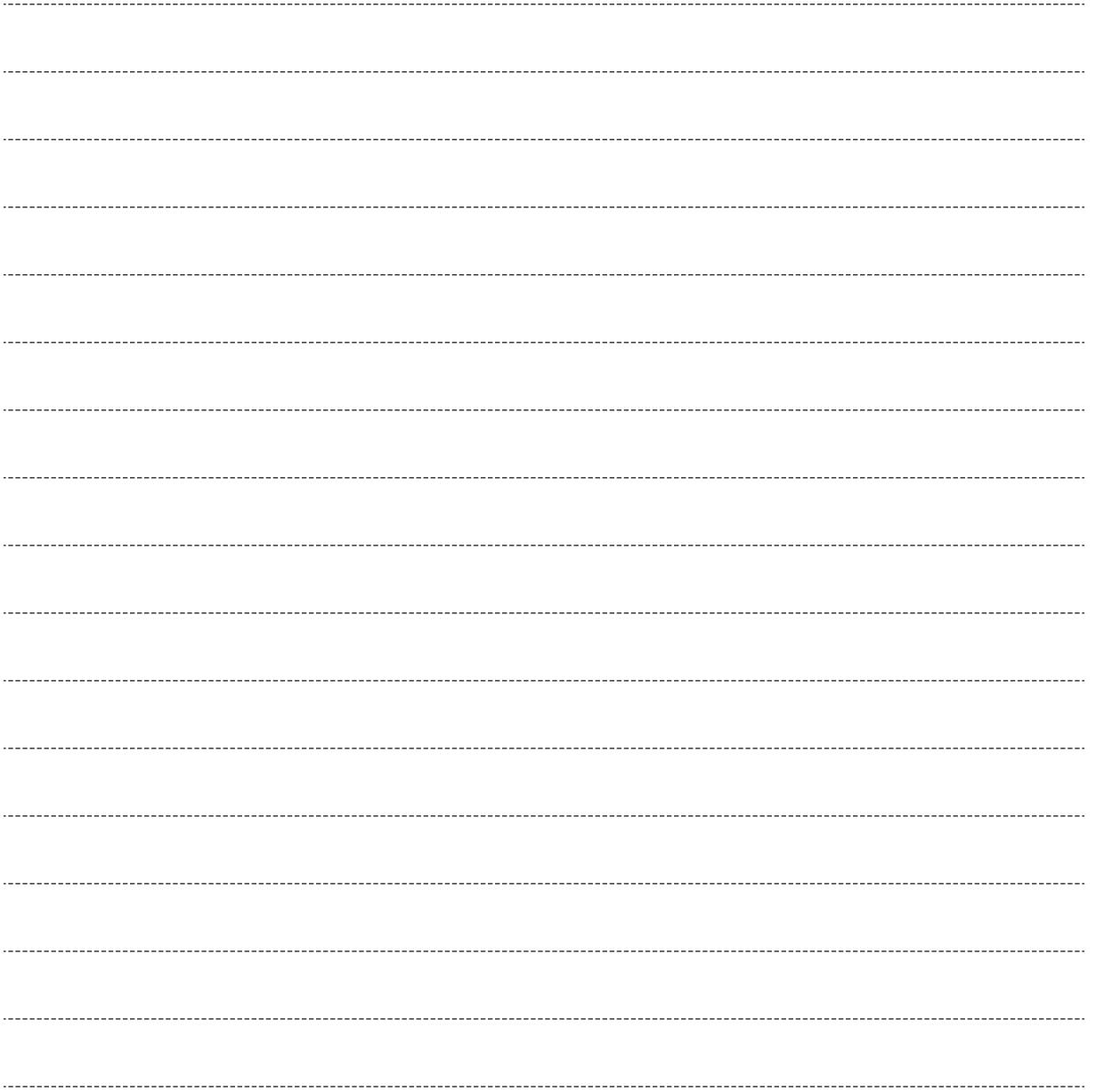
監 査 等 委 員 源 新 明 ㊟

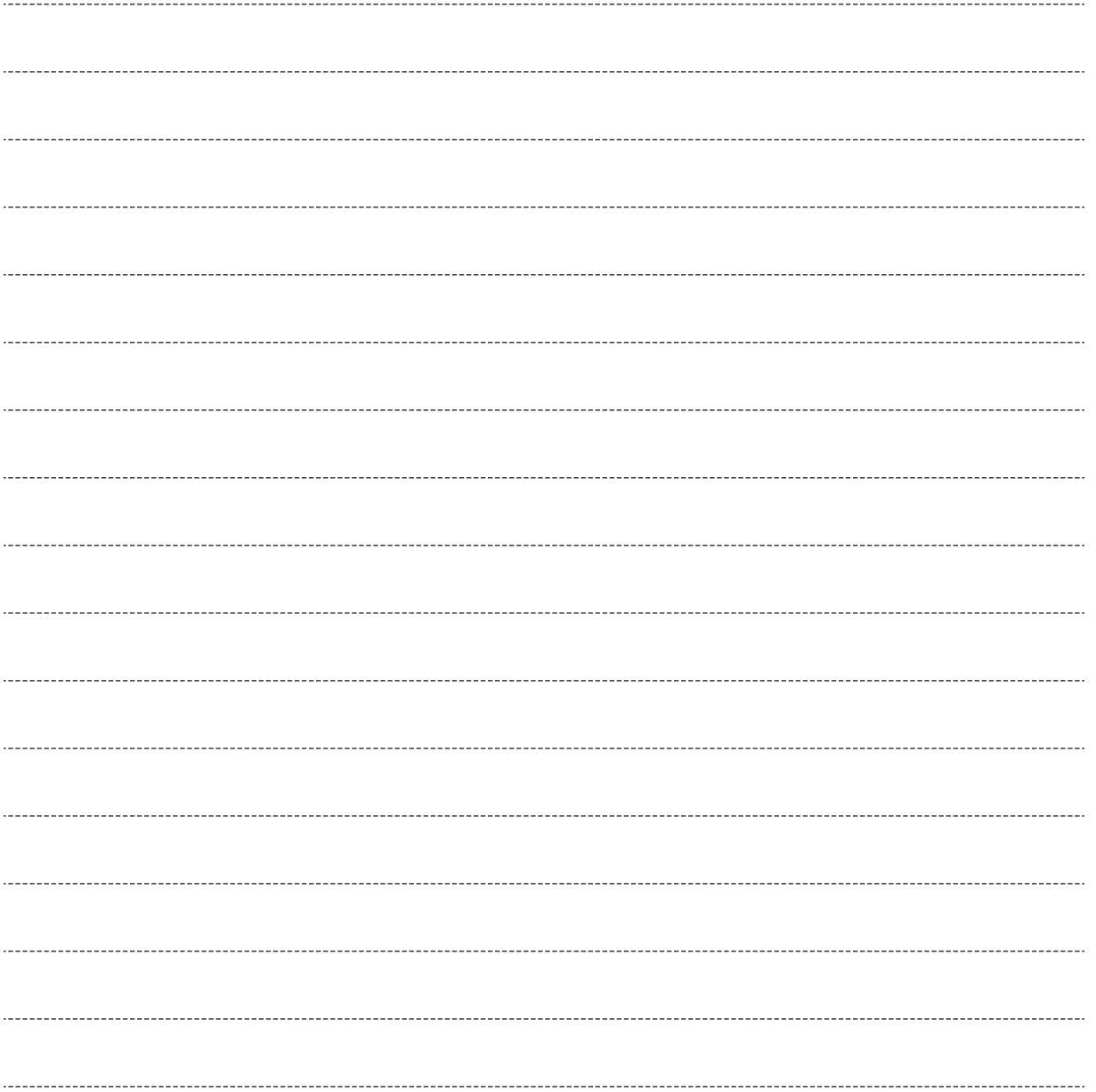
監 査 等 委 員 白 石 英 明 ㊟

(注) 監査等委員富来真一郎及び源新明並びに白石英明は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上







## 株主総会会場のご案内

【場 所】 青森県八戸市根城六丁目22番10号 株式会社サンデー 本社 第一会議室(サンデー八戸根城店建物内)

【TEL】 0178(47)8511(代表)

【交通】 JR八戸駅下車【東口】 ●タクシー 約10分

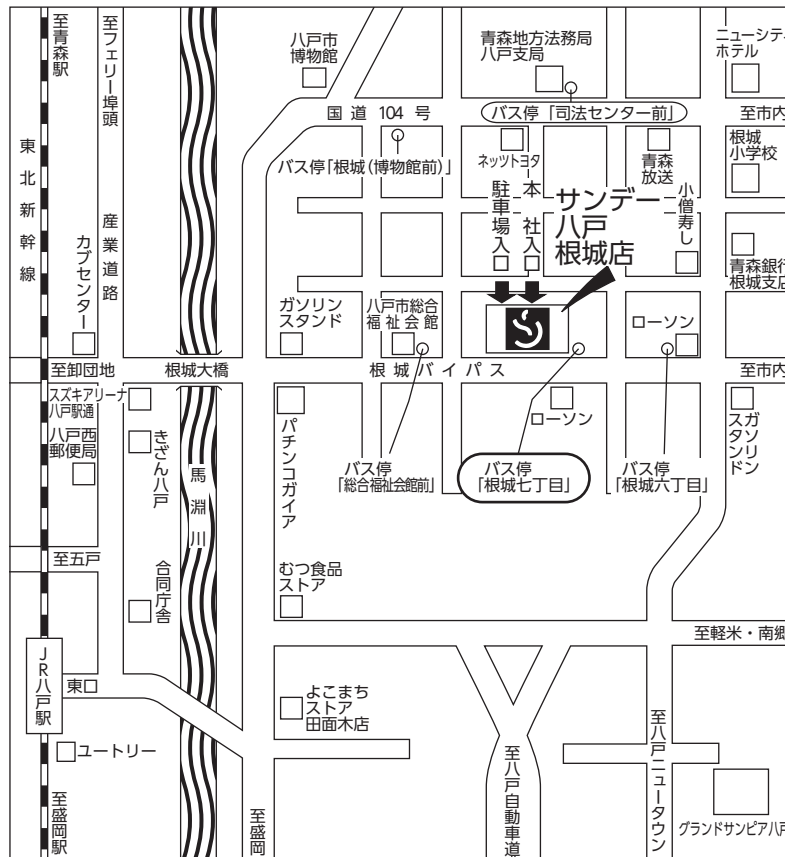
●バス 約15分 【1番のりば】

■根城大橋(ねじょうおおはし)経由中心街方面行き(市営バス)

「根城七丁目」バス停留所下車 ※こちらのバスが便利です。

■田面木(たものき)経由中心街方面行き(南部バス・市営バス)

「司法センター前」バス停留所下車



- 新型コロナウイルスの感染が広がっておりますので、本株主総会会場において、感染予防の為の措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。
- ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。